

第 16 次 いわき市水道事業経営審議会（第 7 回）議事録

1 日 時 平成 31 年 1 月 24 日（木） 午後 3 時～午後 5 時

2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 (出席：10 名)

阿部健一、岩崎槇子、上遠野和村、佐久間幸子、鈴木俊彦、高橋孝光
長谷山信一、俣田真志、吉田恭子、吉田裕一

(欠席：5 名)

石山伯夫、伊藤幸恵、小野卓也、福迫昌之、古川広子

※ 50 音順・敬称略

(2) 事務局 木村管理者、上遠野局長、志賀次長、大津総務課長、佐藤経営企画課長
黒羽営業課長、則政配水課長、永山工務課長、本村浄水課長
横田南部工事事務所長

○ 経営企画課

須藤課長補佐、盛企画係長、相田財政係長

企画係〔稲村、高木、新井、吉田〕

財政係〔小泉〕

○ 総務課

出納係〔鈴木〕

4 会議形式 公開

5 傍聴者 1 名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介

(3) 会長あいさつ

(4) 議事

ア 前回の議事録について

イ いわき市水道事業 事業評価（平成 29 年度事業）について

ウ 平成 29 年度いわき市水道事業会計決算の概要について

エ 平成 29 年度決算・財政計画の比較について

オ 水道法改正の概要について

(5) その他

(6) 閉会

7 審議事項（審議要旨）

(1) 前回の議事録について

前回（第 6 回）の議事録が了承された。

(2) いわき市水道事業 事業評価（平成 29 年度事業）について

<事務局説明>

前回（第 6 回）からの引き続きになるため、**資料 8**（補足資料）平成 29 年度の事業評価の概要について説明を行った。

- 委員から、「平成 29 年度の事業評価だけでなく、平成 30 年度の事業評価までの結果を見ないと漏水率や有収率などが良くなっていくのか判断するのは難しい。」との意見があった。
 - 委員から、「本市が他自治体と比較して漏水率が高い一方で、管路の更新率は a 評価となっており、漏水率の低下のために更なる管路の更新ペースが必要であるとすれば、管路の更新率の目標値が適正なのか今後検討していくべきではないのか。」との意見があり、事務局から、「漏水防止には管路の更新が一番効果のある対策であり、平成 29 年度は更新率が以前の約 2 倍となる 1.6%となっているが、平成 29 年度から更新をペースアップしているため、今後更新率を高めたことによる効果が表れてくると思われる。また、漏水率を改善させるため、管路の更新に当たっては漏水の多い場所の老朽管を中心に更新を行うこととしている。」との回答があった。
 - 平成 29 年度の事業評価について、次のとおり意見等の確認を行った。
 - ・ 平成 29 年度事業評価では、新・いわき市水道事業経営プランで掲げた 11 の目標が、全て A 評価であることから、順調に進捗している。
 - ・ 平成 29 年度事業評価の事業運営の目標では、「実使用年数超過管路率」や「漏水率」などの目標が未達成なものがあることから、これらについては目標達成に向けて、着実かつ効率的に事業を進める必要がある。
 - ・ 業務指標評価の収益性や財務の状況などの経営面は、類似団体と比較するとおおむね良好な状態である。
 - ・ 業務指標評価の「管路の耐震管率」や「漏水率」などの施設面は、類似団体より低い状態であることから、指標の優先度などを考慮し、類似団体に近づけられるよう現行の計画において関連する事業を積極的に展開するとともに、長期的な対応が必要なものは、次の計画等へ可能な限り反映させることなどが必要である。
 - ・ 市民に対しては、目標の達成状況や重点的な取り組み状況などについて、ポイントを絞ってわかりやすく説明する必要がある。
- (3) 平成 29 年度いわき市水道事業会計決算の概要について
 <事務局説明>
- 資料 9** (パワーポイント版説明資料) 平成 29 年度いわき市水道事業会計決算の概要について説明を行った。
- 委員から、「管路の更新事業の増加と委託料の増加は関連するのか。」との質問があり、事務局から、「損益計算書に含まれる委託料の増加は、料金システム関係や新たな設備の点検業務など浄水場管理業務委託等の増加である。」との回答があった。
 - 委員から、「起債残高が減少してきており、収入の 3 倍以内となっていることから良い状態だと思うが、健全と言われる事業体は収入の 2 倍程度であるので、それを目指し、徐々に減少させたほうが良い。」との意見があった。
 - 委員から、「純利益が確保できた要因は水道料金と給水加入金であることから、今後も純利益の減少傾向が続くのであれば、経営状態が悪化していくので水道料金体系を見直す必要がある。」との意見があった。
 - 平成 29 年度水道事業会計決算の概要について、平成 29 年度は純利益が予算以上に確保することができたことを確認した。

(4) 平成 29 年度決算・財政計画の比較について

<事務局説明>

資料 10 平成 29 年度決算・財政計画の比較の概要について説明を行った。

- 委員から、「消費税の増税分だけ水道料金は上がるのか。また、財政計画は消費税の増税分を見込んだものになっているのか。」との質問があり、事務局から、「消費税の増税分だけ水道料金は上がる予定である。また、財政計画の収益的収支は消費税抜きで計算であり、水道料金の納入により預かった消費税から水道局が支払った消費税を差し引いて国へ消費税を納付するため、収支に影響はない。なお、消費税の増税は平成 31 年 10 月 1 日から施行となるが、本市の水道料金については 2 か月に 1 回の検針のため、10 月以降の使用分を請求する平成 32 年 1 月分以降の料金から 10% の課税となる予定である。」との回答があった。
- 委員から、「一般企業では、例えば営業利益率は 10% を目標にしようというように、利益確保を目的とした目標や指標を立てているが、水道事業ではそのような事業の健全性を測る基準は何か。」との質問があり、事務局から、「水道事業においては、一般企業とは異なり、利益確保を目的とした目標の設定や営業努力による収益の増加はできないことから、現行料金で必要な事業を行った場合にどのような収支になるかを長期的な財政計画で示すことになるため、例えば 20 億円の利益をずっと確保していくような将来像は描けない。また、平成 33 年度までは現行の料金水準で事業の継続は可能であり、水道局として事業量を減らさずに同様の事業量を確保できる効率的な手法も検討するが、長期的には純利益の減少に伴い財源や資金残高も減少していき、現行料金では経営が成り立たなくなるため、財政計画によってしっかり市民に説明しながら事業量の選択や料金の値上げについて判断していただくことになる。」との回答があった。
- 平成 29 年度決算・財政計画の比較について、財政計画を上回る資金残などを確保したことから良好な経営状態であり、現時点では、現行の料金水準で平成 33 年度まで現中期経営計画通りに必要な事業量を進めることができることを確認した。

(5) 水道法改正の概要について

<事務局説明>

資料 11 水道法改正の概要について説明を行った。

- 委員から、「今回の水道法の改正について、市の考えはどうか。」との質問があり、事務局から、「特にコンセッションに関することは、今後策定される予定の国のガイドライン等の情報収集に努めていくとともに経営手法の一選択肢として捉え、本市の水道事業にとってどのような経営がベストなのかを追求していくことが現在の本市のスタンスである。」との回答があった。
- 委員から、「今回の水道法の改正では、水道施設の計画的な更新に努めることや水道事業に係る収支見通しの作成及び公表に努めることとされている。その公表にあたっては、アセットマネジメントの精度を高めて、資金不足や値上げの時期を明らかにした収支見通しを作成してほしい。また、水道施設台帳はアセットマネジメントにおいてミクロマネジメントとマクロマネジメントの間を支える部分になるため、しっかり作らないといけない。なお、水道施設台帳を周辺の事業体と一緒に作れば費用も安価になり、1 つの広域連携ともなることから、検討してはどうか。」との意見があり、事

務局から、「アセットマネジメントを進めていくには、施設の長期的な整備計画が必要であるため、現在策定を進めているダウンサイジングなども含めた水道施設総合整備計画が完成した上で、改めて精度の高いアセットマネジメントを進めていきたい。また、長期的な整備計画を策定するための水道施設台帳の管理については、厚生労働省が求めているデータは揃っているため、システム化の方法や活用の方法、周辺の事業者との連携などの調査・研究を行い、効率的な施設の管理も視野に入れながら進めていきたいと考えている。」との回答があった。

(6) その他

○ 第8回審議会について（詳細は別途通知）

- ・日 時 平成31年3月7日（木） 午後3時から午後5時まで
- ・内 容 水道料金のしくみや料金制度の課題について

8 閉会